ポスト

令和７年12月19日
金融庁

令和７年保険業法改正に係る政令の公布及びパブリックコメント結果の公表について

金融庁では、令和７年保険業法改正に係る政令（案）につきまして、令和７年9月30日（火曜）から令和７年10月30日（木曜）にかけて公表し、広く意見を募集したところ、計８件の御意見をいただきました。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、（別紙１）を御覧ください。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

１．改正の概要

令和７年５月30日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」（令和７年法律第54号。公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。以下「改正法」という。）について、今般、関係政令の規定の整備を行うものです。
主な改正の内容は以下のとおりです。

- 改正法において措置された特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務と同様の体制整備義務を、大規模な乗合代理店である生命保険募集人に対して措置
- 保険仲立人の活用促進に向けた対応として、保険仲立人の保証金の最低金額等を引下げ

その他所要の改正を行います。
具体的な内容については、（別紙２）を御参照ください。

２．政令の公布

本件に係る政令は、令和７年12月16日（火曜）に閣議決定、本日公布されております。

３．施行日

保険業法の一部を改正する法律（令和７年法律第54号）の施行日は、「公布の日（令和７年６月６日）から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、令和８年６月１日（月曜）です。（改正法の施行日を定める政令についても、令和７年12月16日（火曜）に閣議決定、本日公布されております。）
本件の政令についても、令和８年６月１日（月曜）から施行されることとなります。

（別紙１）コメントの内容及びコメントに対する金融庁の考え方
（別紙２）保険業法施行令の一部を改正する政令

問合せ先

相談・手続・採用情報
各種窓口のご案内
金融サービス利用者相談室
金融行政モニター
情報公開等
パブリックコメント
申請・届出・照会
オンライン行政手続
入札公告等
採用情報
新着情報配信サービス
金融庁ソーシャルメディアアカウント
関連リンク
金融庁金融研究センター
証券取引等監視委員会
公認会計士・監査審査会

- **電話受付**

  受付時間：平日10時00分～17時00分

  電話番号：０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１１）

- **ウェブサイト受付**

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局総務課保険企画室（庁内用3571）

サイトマップ

金融庁について

報道・広報

政策・審議会

法令・指針等

金融機関情報

国際関係情報

アクセスＦＳＡ（広報誌）

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government　（法人番号6000012010023）

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3－2－1 中央合同庁舎第７号館

電話番号：03-3506-6000